

第3章 国・北海道及び札幌市の動向

1 国や北海道の図書館政策を取り巻く動向

(1) 国の動向

第2次図書館ビジョン策定の平成24年(2012年)以降、国は「子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの³⁰」として、関係法やそれに伴う基準等のほか、学習指導要領や関係計画を改正しました。

その中で「図書館が地域の情報拠点等として重要な役割³¹」を担うものであること、学校においては「学校図書館を計画的に利用しその活用を図り、児童生徒の主眼的・対話的で深い学び³²」を実現すべきことなどを示唆してきました。

このことは、デジタル化が進む社会の中でも、読書活動や図書館に重要な役割があることを示しているものと考えられます。

また、前述の「読書バリアフリー法」の制定など、身体状況等による制約を排除し、図書等の資料へのアクセシビリティ³³を確保できることが、これまで以上に求められていると言えます。

【平成24年(2012年)以降の主な国の動向】

平成24年(2012年)	それまでの図書館法改正などを受けて「 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 」〔文部科学省告示第172号〕規定
平成26年(2014年)	学校図書館法〔昭和28年、法律第185号〕改正
平成29年(2017年)	第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」策定
平成29年(2017年)以降	幼稚園教育要領及び各学習指導要領順次改正
平成30年(2018年)	第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
令和元年(2019年)	「 読書バリアフリー法 」〔令和元年、法律第49号〕制定
令和2年(2020年)	「 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 」〔文科省・厚労省〕策定

(2) 北海道の動向

国の動きを受け、北海道においても、平成15年(2003年)11月に策定した「北海道子どもの読書活動推進計画」を見直しながら、平成30年(2018年)3月に第四次計画を策定しました。

第四次計画では、子どもの発達段階を踏まえながら読書活動を継続することにより読書習慣を定着させることが望ましいとされており、家庭、地域、学校等が連携して社会全体で読書活動の推進を図るとともに、子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備に努める必要があるとしています。

³⁰ 「子供の読書活動の推進に関する法律」【平成13(2001)年12月12日平成13年法律第154号】

³¹ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」【平成24(2012)年12月19日、文部科学省告示第172号】

³² 小学校・中学校学習指導要領【平成29(2017)以降】

³³ **アクセシビリティ** 近づきやすいこと。物を得やすいこと。また、道具などの使いやすさ、情報やサービスに対する利用のしやすさ。【『デジタル大辞泉』小学館】

2 札幌市の動向

(1) 近年の札幌市のまちづくり計画

札幌市では従来、平成 32 年（2020 年）を目標年次とする「札幌市基本構想」や、「第 4 次札幌市長期総合計画」に基づくまちづくりを進めてきましたが、社会経済情勢の変化が策定時の想定を大きく超えていることなどを踏まえ、計画満了を待たず、これに代わる新たなまちづくりの指針、総合計画として、平成 25 年（2013 年）に「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（以下、「戦略ビジョン」という。）を策定しました。

戦略ビジョンで定める七つのまちづくりの分野の一つとして「地域」が掲げられており、その実行計画であるアクションプランの四つの政策分野にも「暮らし・コミュニティ」を挙げるなど、札幌市として「地域」のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

一方で、持続可能なまちづくりのため、選択と集中により限りある経営資源の有効活用を図る必要があります。戦略ビジョンはこの考え方にも言及しています。

既存の計画もこれらの方向性を踏まえて策定されていますが、新たな図書館や読書活動に関する計画策定の際にも、戦略ビジョンの個別計画として、その方向性を反映する必要があります。

【平成 24 年（2012 年）以降の主なまちづくり計画及び図書館と関係性のある個別計画等】

平成 24 年（2012 年）	「さっぽろ障がい者プラン」策定
平成 25 年（2013 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	「札幌市市有建築物の配置基本方針」策定
平成 27 年（2015 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2015」策定 「新・さっぽろ子ども未来プラン」策定
平成 28 年（2016 年）	「さっぽろ未来創生プラン」策定
平成 29 年（2017 年）	「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」策定
平成 30 年（2018 年）	「さっぽろ障がい者プラン 2018」策定
令和元年（2019 年）	「札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2019」策定
令和 2 年（2020 年）	「第 2 期さっぽろ未来創生プラン」策定 「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」策定

(2) 近年の教育・生涯学習に関する計画等

札幌市教育委員会では、平成 18 年（2006 年）の 60 年ぶりの教育基本法改正や関係法令、指導要領等の改正なども踏まえ、戦略ビジョンの策定後、「札幌市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では札幌市の教育ビジョンとして、目指す人間像を「自立した札幌人」とし、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」など、三つの方向性に沿って様々な教育・生涯学習施策に取り組むこととしており、現在の図書館事業や学校での読書活動支援なども、こうした方向性を目指しています。

また、学校教育にとどまらない、人生のあらゆる過程での学びである「生涯学習」に関しては、平成 29 年（2017 年）に第 3 次となる生涯学習推進構想を策定、「学びを支える環境づくり」など、三つの基本施策を通して、「市民の学びとつながりが 豊かな未来を築くまち さっぽろ」を目指すこととしており、図書館においては、特に「地域における学びの場」を提供することで「学びの循環」を促進し、「市民の誰もが、いつでも、どこでも、自らの意志と選択に基づいて」学習することができるよう、この構想や取組の考え方を生かしていく必要があります。

【平成 24 年（2012 年）以降の主な札幌市教育委員会・図書館の動向】

平成 24 年（2012 年）	「第 2 次札幌市図書館ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	「札幌市教育振興基本計画」策定 「札幌市教育アクションプラン（前期）」策定
平成 27 年（2015 年）	「第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画（さっぽろっこ読書プラン）」策定
平成 28 年（2016 年）	「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」（第 6 期札幌市図書館協議会）答申
平成 29 年（2017 年）	「第 3 次札幌市生涯学習推進構想」策定
平成 30 年（2018 年）	「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針」策定（札幌市教育委員会）
平成 31 年（2019 年）	「札幌市教育振興基本計画」改定 「札幌市教育アクションプラン（後期）」策定
令和元年（2019 年）	「地域の身近な施設を活用した生涯学習について」（札幌市社会教育委員会議）提言

3 国・北海道及び札幌市の動向を踏まえた今後の方向性

この 10 年の間の図書館政策を取り巻く国や北海道の動向からは、特に子どもの読書活動の推進は引き続き重要であり、家庭や地域、学校等の読書環境の充実など、従来から行われてきた取組について、その継続や推進の必要性が示されていると考えられます。

札幌市でも、こうした考え方に則って、読書を通じた学びの重要性や、人生を豊かに、より深く生きる力を育むことの大切さを踏まえた取組を行ってきました。

加えて、読書バリアフリー法などを通じて、これまで以上に垣根のない取組や共生の考え方が重要であることも示されています。

また、戦略ビジョンでは、社会情勢の急激な変化を背景に、目指す札幌市の将来の姿を「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」とするなど、これまでとは違った物の見方や捉え方に転換（パラダイム・シフト）していく必要があることに言及しています。

こうした動きを受けて、「人生 100 年時代」とも言われる生涯学習社会の中で、札幌市では、ここ数年の間に図書館が果たすべき役割に関して、従来型の資料を収集、整理、保存して、その資料を市民が利用することを中心としたものにとどまらず、地域における生涯学習の場としての役割を果たすべきであるとして、以下のように重要な答申や提言を受け、札幌市教育委員会としても、今後の図書館が担うべき役割について、構想や方針を次のように広く示したところです。

「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」(答申)	
(第 6 期札幌市図書館協議会)〔平成 28 年(2016 年)10 月〕	
札幌市を取り巻く状況や、これまでの取組等を踏まえ、以下の点について答申。	
【図書館の果たすべき役割】 <input type="checkbox"/> 物的・人的資源を用いた市民への学習支援 <input type="checkbox"/> 生涯学習施策の基盤 <input type="checkbox"/> 市民の自主的、自発的な活動の場 <input type="checkbox"/> 他施設との連携とアウトリーチ <input type="checkbox"/> 学校教育へのサポート	【札幌市の図書館の課題】 <input type="checkbox"/> 図書館職員の知識・技術の向上 <input type="checkbox"/> 各種関係団体との連携強化 <input type="checkbox"/> 積極的な情報提供
「第 3 次札幌市生涯学習推進構想」	
〔平成 29 年(2017 年)3 月〕	
施策展開 20 (重点)「身近な地域で学びを深められる環境の整備」	
<input type="checkbox"/> 図書館を生涯学習の重要な知の拠点と位置付け、生涯学習センターと連携を強化、「学びを深める」視点を重視した事業展開 <input type="checkbox"/> 全市的な生涯学習推進体制の再構築	
「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針」	
〔平成 30 年(2018 年)4 月〕	
生涯学習の全市展開推進の体制構築の方針として、各施設の役割を以下のように整理	
<input type="checkbox"/> 中核施設：中央図書館及び機能分館(えほん図書館、図書・情報館)、生涯学習センター <input type="checkbox"/> 各区施設：地区図書館、区民・地区センター等(コミュニティ施設、図書室・コーナー) <input type="checkbox"/> 地域施設：学校図書館(及び区民・地区センター等)	
「地域の身近な施設を活用した生涯学習について」	
(札幌市社会教育委員会議)〔令和元年(2019 年)6 月〕	
地域の身近な施設を活用した生涯学習の推進に向け、図書館に、以下の点について提言。	
【生涯学習推進に当たる課題】 <input type="checkbox"/> 読書活動を支える取組の充実 <input type="checkbox"/> 図書館の役割を広く捉える必要性 <input type="checkbox"/> 図書館に親んでもらう取組の充実	【必要な取組】 <input type="checkbox"/> 地域の学習資源の有効活用の仕組みづくり <input type="checkbox"/> 各施設の多様なつながりのための仕組みづくり

特に、生涯学習の全市展開の体制については、図書館を生涯学習の重要な「知の拠点」と位置づけ、生涯学習センターとの連携を強化するとともに、全市的な生涯学習推進体制の再構築を検討してきました。平成 30 年(2018 年)策定の「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針」では、公立図書館や区民・地区センター等(図書室等)、学校図書館をそれぞれ中核施設や各区施設、地域施設と

して、役割と位置づけを整理し、中央図書館は図書館サービスの核として、えほん図書館と図書・情報館は中央図書館の基幹機能の一部を補完する施設とされました。また、地区図書館は市民の学びを深めるための各区単位の知の拠点として、区民・地区センター等図書室は図書館の役割を補完するものとして、学校図書館はもっとも市民に身近な地域の学びの拠点とされました。

第3章で見てきた第2次図書館ビジョン策定以降の国や道、札幌市の動きからは、従来から取り組んできた読書活動の推進の重要性は引き続き変わらずあるものの、近年の流れとして、特に図書館が身近な地域における学びに果たす役割や、情報拠点としての役割が重要性を増してきていると言えます。

こうした状況を踏まえると、札幌市の図書館としての今後の課題や目指したい姿、それに対応する取組の方向性は次のようなものと考えられます。

課題や目指したい姿など	今後の方向性
引き続き従来型の図書館としての役割に対するニーズに応じていく必要があります。	資料収集・整理・保存、読書活動などの支援
地域の学びの拠点としての図書館の役割を拡大していく必要があります。	地域活動の支援、生涯学習支援、学びの場の提供、関係団体との連携
今後は更に身近な情報拠点としての図書館の役割を果たしていくことが望まれます。	図書館施策の周知、身近な課題解決、受け手のニーズに応じた情報提供

コラム 《郷土資料と寄贈》

札幌市の図書館は、昭和25年（1950年）に現在の時計台に開設され、70年が経過しましたが、その前身とされる北海道教育会の附属図書館は、更に遡ることおよそ50年、明治32年（1899年）に大通西4丁目に設置されていました。

それ以降の出版物は、図書館に所蔵するかどうか検討された可能性はあるものの、図書館のあるなしに関わらず、それ以前にも様々な資料があったはずです。

とはいえ、古い資料のほとんどは紙でできており、長期保存には必ずしも向いていないことから、図書館が保存できなかった資料も、当然のことながら数多く存在したことでしょう。

札幌市図書館条例には、図書館法に基づいて「図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」と定められており、資料の収集や保存が大きな役割であることがわかります。

図書館は、ご利用いただく図書をできるだけ幅広くご用意できるよう努力していますが、予算や保管場所などの制限から、全てのご要望にお応えするのは困難であり、中でも、予約などが集中する「ベストセラーや話題の図書」と、図書館が保存する機会がなかった「郷土資料」については、市民の皆さまからの寄贈が大変重要です。

特に「郷土資料」については、一般に流通している本のほかに入手が難しい社史・学校史・町内会記念誌・文芸などの自費出版等各地域の刊行物や、北海道内の古地図・絵葉書などがあり、その保存と活用は札幌市の図書館に求められる大きな機能の一つと言えます。

社会の記録・記憶を保存していくことも、札幌市の図書館の重要な役割の一つですので、今後とも、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。